

事務連絡
令和2年12月28日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえた
催物の開催制限等の取扱いについて

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

去る12月23日に開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から国土交通省自動車局を通じ、催物の開催制限等の取扱いについて事務連絡がまいりました。

特に、別添1事務連絡の2.においては、催物開催時のみならず、公共交通機関での密集により感染リスクが高まる場合がある、と指摘されています。つきましては、業種別の感染拡大防止ガイドラインを徹底するほか、催物前後における感染防止の徹底について、会員事業者へ周知をお願いいたします。

別添1:分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

(令和2年12月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

別添2:(参考)11月末までの催物の開催制限等について

(令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)

以上